

広島市地域介護予防拠点整備促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「総合事業実施要綱」という。）第4条第1項第2号アに規定する地域介護予防拠点整備促進事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、誰もが介護予防に取り組むことのできる地域づくりを進め、介護予防活動の地域での普及・定着を図ることを目的とする。

(事業内容)

第3条 本事業の内容は、高齢者が気軽に通える身近な場所に、地域に開かれた住民運営の介護予防拠点（以下「地域介護予防拠点」という。）の整備を促進するとともに、その運営を支援するものとする。

(地域介護予防拠点)

第4条 地域介護予防拠点は、概ね次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 運動を中心とした高齢者の介護予防に資する活動を実施している。
- (2) 地区社協等の地域団体と連携し、地域住民が自主的に運営している。
- (3) 一定の場所で活動し、地域の高齢者が誰でも参加することができる。
- (4) 活動の頻度が、概ね週1回である。
- (5) 毎回の参加人数が、概ね10人以上である。

(事業の実施方法)

第5条 本事業による地域介護予防拠点の整備促進及び運営支援は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第3項に基づき地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）を設置している者に委託して実施する。

2 前項の支援センターによる支援と相まって、地域介護予防拠点の継続的な運営を支援するため、地域介護予防拠点を運営する団体（以下「実施団体」という。）に対し、運営費の補助を行う。

(支援センターが行う業務)

第6条 支援センターは、コーディネーターとして、概ね次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 地域における介護予防活動に関する情報の収集及び整理
- (2) 地域介護予防拠点の整備に関する取組方針案の作成
- (3) 地域介護予防拠点の整備に関する地域団体等との協議・調整
- (4) 助言・情報提供や講師派遣等による地域介護予防拠点の立上げ支援
- (5) 助言・情報提供や講師派遣等による地域介護予防拠点の運営支援
- (6) その他地域介護予防拠点の整備・運営に関し必要な支援

2 前項の業務を主として担当する常勤専従職員として、支援センターに保健師又は地域保健等に関する経験を有する看護師（以下「保健師等」という。）1人を配置するものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、保健師等に代えて主任介護支援専門員又は社会福祉士とすることができるものとする。

3 支援センターが第1項に掲げる業務を実施するに当たっては、総合事業実施要綱第4条第1項第2号オに規定する地域リハビリテーション活動支援事業を活用することにより、介護予防の取組の機能強化を図

るものとする。

(事業実施計画書の提出等)

第7条 第5条第1項の規定により本事業の委託を受けた者(以下「事業受託者」という。)は、本事業の実施に当たり、事前に事業実施計画書を市長に提出し、その承認を得なければならない。また、これを変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の事業実施計画書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、当該事業実施計画書の内容の変更を指示することができる。

(事業実施状況報告書の提出等)

第8条 事業受託者は、本事業の実施中において、随時、実施状況を市長に報告し、必要な指示を受けるものとし、事業終了後においては、速やかに事業実施状況報告書を市長に提出しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 市長は、事業受託者に対し、予算の範囲内で本事業の実施に必要な経費を支弁するものとする。

(地域介護予防拠点への補助)

第10条 市長は、次の各号の要件を満たす実施団体に対し、年額5万円を上限に予算の範囲内で、地域介護予防拠点の活動に要した費用の一部又は全部を補助する。

- (1) 総合事業実施要綱第4条第1項第2号イに規定する地域高齢者交流サロン運営事業の補助対象として選定された実施団体であること。
- (2) 活動頻度が週1回以上で、1回につきおおむね30分以上の運動(いきいき百歳体操など全身の筋力向上のために行う運動であって、天候により実施の可否の影響が生じないもの)を取り入れていること。

(立入検査等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、実施団体に対し、地域介護予防拠点の活動に関する報告を求め、又は市職員にその活動場所等に立ち入り、活動内容に係る書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 市長は、前項の結果是正が必要であると認めるときは、速やかに当該実施団体に対し、期限を定めて是正する措置をとるべきことを命じることができる。

3 市長は、前項の命令を受けた実施団体等がこれに従わなかったときは、実施団体の選定を取り消し、補助金を返還させることができる。

(委任規定)

第12条 この要綱に定めるもののほか、地域介護予防拠点整備促進事業の実施に関し必要な事項については、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。